北海道旅客鉄道株式会社 公告第 18 号

◎知的障害者旅客運賃割引規則の一部改正について(施行日:令和7年4月1日) 知的障害者旅客運賃割引規則(平成3年11月北海道旅客鉄道株式会社公告第47号)の一 部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日

北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 綿貫 泰之

第1条第1項を次のとおり改める。

(適用範囲)

第1条 この規則は、知的障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道 株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の経営する鉄道(以下これらを「旅客鉄道会社線」といいます。)及び連絡運輸の取扱いをする会社線(以下「連絡会社線」といいます。)を乗車船 する場合に適用します。

同条第1項の次に次を加える。

2 前項の規定にかかわらず、この規則により割引の取扱いをする乗車券類を発売しない連絡会社線は、旅客連絡運輸規則(昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第14号)別表に 定めるとおりとします。

第2条第2項を次のとおり改める。

- 2 前項に定める知的障害者の割引種別は次に掲げる各号のとおりとし、療育手帳の「旅客鉄 道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別します。
 - (1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいいます。
 - ア 知能指数がおおむね 35 以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度 のもの
 - イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね 50 以下の者であって、 日常生活において常時介護を要する程度のもの
 - (2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいいます。

第3条を次のとおり改める。

(介護者)

- 第3条 この規則において「介護者」とは、第1種知的障害者又は定期乗車券を使用する12 才未満の第2種知的障害者に随伴する旅客(知的障害者1人に対して1人に限る。)であって、係員が介護能力があると認める者をいいます。
- 2 前項の介護者が使用する乗車券類は、知的障害者が使用する乗車券類と種類・乗車船区 間及び有効期間が同一のものであって、かつ、知的障害者が使用する乗車券類と同時に購 入するものでなければなりません。
- 第4条第1項第2号を次のとおり改める。
 - (2) 定期乗車券 第1種知的障害者又は12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車 船する場合に発売します。
- 同条同項第4号を次のとおり改める。
 - (4) 普通急行券 第1種知的障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社線の普通急行列車に乗車 する場合に発売します。
- 第5条を次のとおり改める。

(取扱区間)

- 第5条 知的障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各 号に定めるとおりとします。
 - (1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とします。ただし、 知的障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメ ートルをこえる区間に限ります。
 - (2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とします。
- 第6条を次のとおり改める。

(割引率)

- 第6条 知的障害者及び介護者に対して発売する乗車券類の割引率は、5割とします。ただ し、小児の定期旅客運賃に対しては、割引をしません。
- 第7条を次のとおり改める。

(割引乗車券類の購入申込み)

- 第7条 知的障害者が割引乗車券類を購入する場合は、有効な療育手帳を発売箇所に呈示し、 口頭又は適宜な申込書をもって必要な割引乗車券類の申込みをしなければなりません。
- 第9条見出し中、「割引乗車券類の旅客運賃・料金の払いもどし」を「旅客運賃・料金の払いも

どし」に改める。

第 10 条本文中、「療育手帳」を「有効な療育手帳」に改める。